

電気通信事業紛争処理委員会（第85回）

1 日時

平成19年12月4日（火）午前11時00分から午前11時43分まで

2 場所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

龍岡資晃（委員長）、坂庭好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢木実、
渕上玲子（以上5名）

(2) 特別委員

小野武美、白井 宏、瀬崎 薫、寺澤幸裕、長谷部由起子、
若林亜理砂（以上6名）

(3) 総務省

増田寛也 総務大臣、佐藤 勉 総務副大臣

(4) 事務局

平山 眞 事務局長、元岡 透 参事官、副島一則 紛争処理調査官、
福田雅樹 上席調査専門官、小森一秀 上席調査専門官

(5) 総務省（総合通信基盤局）

鈴木康雄 総務審議官、寺崎 明 総合通信基盤局長、
武内信博 電気通信事業部長、古市裕久 料金サービス課長、
黒瀬泰平 データ通信課長、佐藤裁也 消費者行政課長、
富永昌彦 電波政策課長

4 増田総務大臣挨拶、佐藤総務副大臣挨拶

増田総務大臣から、この6年間、委員会が事業者間の紛争を解決し、ブロードバンドの普及や料金低廉化などに貢献してきたこと、今後とも迅速、公正な紛争解決を通じて我が国電気通信の発展に貢献して頂きたい旨、佐藤総務副大臣から、多数の紛争を迅速に解決して政府内でも業界からも評価されており、今後もこれまで以上に複雑な案件を処理され、今まで以上の成果を挙げていただくことを期待している旨の挨拶があった。

5 議題

(1) 委員長及び委員長代理の選任

委員の互選により龍岡委員が委員長に選任された。また、坂庭委員が委員長代理に選任された。

(2) 新委員長の挨拶

龍岡委員長から挨拶が行われた。

(3) 日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について

日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について総合通信基盤局から説明があった。

(4) あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定

委員 5 名と特別委員 8 名の全員が、委員会のあっせん委員及び仲裁委員となり得る者として指定された。

(5) 委員会の活動について

電気通信事業紛争処理委員会の 6 年間の実績と今後の取組について、事務局から説明があった。

(6) その他

報道資料の配布を行うこととした。

6 議事内容

【平山事務局長】 定刻になりましたので、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第 8 5 回会議を開催いたします。

私は、当委員会の事務局長の平山と申します。今回、委員 5 名が全員かわりまして、委員長が選任されるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

本日は、委員 5 名のうち 4 名が出席しておられますので、定足数を満たしております。なお、会議の途中から、もうお一人の淵上委員もご出席していただく予定でございます。また、今回は特別委員 6 名の方にもご出席いただいております。なお、本日の会議は、公開で開催いたします。

さて、当委員会は平成 1 3 年 1 1 月の発足以来 6 年を経過いたしまして、1 1 月 3 0 日付で総務大臣より 5 名の委員、8 名の特別委員が任命されました。今後、新たな体制で任務に取り組んでいただくことになります。

そこで本日は、少しおくれますが、増田総務大臣並びに佐藤副大臣にもご出席いただき、ごあいさつをちょうだいいたしたいと思っております。また、本日は、総務省から、鈴木総務審議官、寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、そのほか関係課長にもご出席いただいております。

本日は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日付で任命された委員及び特別委員の皆様が最初に出席

される委員会でございますので、最初に自己紹介をお願いしたいと思っております。お手元に、委員及び特別委員名簿という資料1を配付してございますが、その名簿の記載順にお願いしたいと思います。恐縮でございますが、お名前を読み上げさせていただきますので、順にご起立の上、簡単に自己紹介をお願いいたします。

委員のほうからでございます。尾畑委員、お願いいたします。

【尾畑委員】 本日辞令をいただきました尾畑でございます。よろしくをお願いいたします。特別委員として3期目の途中でございましたが、このたび委員ということで、今まで以上に責任があるということを実感いたしまして、精いっぱいやらせていただきたいと思っております。この委員会は電気通信事業の公正な競争の確保という非常に重要な役割を負っているということで、精いっぱいやらせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。続きまして坂庭委員、お願いします。

【坂庭委員】 東京工業大学の坂庭でございます。よろしくお願いします。通信をやっております、こういう紛争ということについては全く素人でございます。勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。続きまして龍岡委員、お願いします。

【龍岡委員】 龍岡でございます。学習院大学法科大学院で刑事法を担当しております。委員にはことしの6月に任命されました。引き続きよろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。続きまして富沢委員、お願いします。

【富沢委員】 法政大学の客員をしております富沢でございます。私は居残りという感じで3回目になりますけれども、特に法律の専門家でも、技術の専門家でもないんですけども、逆に、そういう特に専門家ではない目から、この市場分野をこれからも見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。

なお、渕上委員につきましては、間もなくご出席の予定でございますので、到着され次第ご紹介をいたします。

次に、特別委員の方の自己紹介をお願いいたします。最初に小野委員、お願いします。

【小野特別委員】 東京経済大学の小野と申します。私の専門は会計学でして、こういった分野は不慣れな点が多々ございますので、またよろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。白井委員、お願いします。

【白井特別委員】 中央大学の白井と申します。このたび特別委員としてこの会議に出席させていただきます。まだわからないことだらけでございますが、できるだけ頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。次は瀬崎委員、お願いします。

【瀬崎特別委員】 東京大学の瀬崎でございます。私の専門は情報通信工学でございます。再任ということでございますので、引き続きまた微力ながらこの委員会のお役に立ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。次は寺澤委員、お願いします。

【寺澤特別委員】 弁護士の寺澤でございます。本日、特別委員を拝命いたしまして、これから皆様のご指導のもと、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。次は長谷部委員、お願いします。

【長谷部特別委員】 学習院大学法務研究科の長谷部と申します。私の専門は民事訴訟法でございますが、紛争処理ということで、多少なりともお役に立てることがあれば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 ありがとうございます。若林委員、よろしくお願いいたします。

【若林特別委員】 駒澤大学法科大学院の若林と申します。私は、経済法を専門としておりまして、電気通信の技術的な面については全くの素人でありますけれども、いろいろ勉強させていただきながら頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 あと、樋口特別委員、森特別委員につきましては、本日、所要のご欠席でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介でございます。私は事務局長の平山です。また引き続きよろしくお願いいたします。

【元岡参事官】 参事官の元岡です。よろしくお願いいたします。

【副島紛争処理調査官】 調査官の副島でございます。よろしくお願いいたします。

【福田上席調査専門官】 上席調査専門官の福田でございます。よろしくお願いいたします。

【平山事務局長】 それでは、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第に従いまして、まず議題1の委員長及び委員長代理の選任を行います。

委員長及び委員長代理の選任は、委員会の決定事項でございますので、本委員のみの議決により決定していただきます。

電気通信事業法第146条1項におきまして、委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとなっております。委員長の選任につきまして、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと存じます。どうぞ。

【富沢委員】 この委員会は、電気通信事業分野に関する紛争処理について特別に議論する場だと思うんですけれども、そういう意味で、裁判官としまして、長いこと紛争処理にご経験のあります龍岡先生にやっていただいたらよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【平山事務局長】 委員の皆様、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平山事務局長】 よろしいでしょうか。それでは龍岡委員、よろしく願いいたします。

【龍岡委員長】 よろしく願いいたします。

【平山事務局長】 委員長として龍岡委員が選任されましたので、これ以降、議事につきましては、龍岡委員長をお願いしたいと思います。龍岡委員長につきましては隣の委員長席にお移りいただきまして、進行のほど、よろしく願いいたします。

【龍岡委員長】 よろしいですか。それでは、淵上委員がご出席されましたので、一言自己紹介、ごあいさつをお願いいたします。

【淵上委員】 弁護士の淵上でございます。1回目から遅参いたしまして申しわけございません。今後ともよろしく願いいたします。

【龍岡委員長】 それでは、委員及び特別委員の皆さんのご協力を得ながら委員長として職務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、議事を続けますが、電気通信事業法第146条第3項では、委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならないとの規定があります。委員長代理を選任しておくこととなっております。

この委員長の代理の選任についてですが、この分野の紛争は、技術的な点が論点になることも多いと思われまますので、坂庭委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。それでは坂庭委員、よろしく願いいたします。それでは、坂庭委員を委員長代理として選任することといたします。

それでは、総務大臣、副大臣が出席になりましたので、大臣、副大臣には国会開会中のご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。それでは、まず増田総務大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

【増田総務大臣】 総務大臣の増田でございます。各先生方には、お忙しい中、今回委員をお引き受けいただき、またきょうお集まりいただきまして大変ありがとうございます。委員長先生はじめ、先生方に厚く御礼申し上げたいと思います。

数えますと、今回で第3期目の当委員会のスタートということになるわけでございますけれども、これまでさまざまな紛争の処理に当たりまして、あるいはその他の事故につきましてもいろいろ問題解決にご尽力いただいたわけでございますが、総務省として、今後、電気通信分野で、いわゆる競争を促進する政策をさらに進めていきたい。昨年9月に「新競争促進プログラム2010」というものをつくりまして、その中で、競争政策をいろいろと推進しているところでございます。なにしろ時代が、今NGN、次世代の新たなネットワークが構築されようとしています、さらにそれを超えて、新世代ネットワークをいかに作り上げていくかといったこと、これはかなり先を見越しての問題でありますけれども、それから、多様な無線ブロードバンドの実現といったようなことで、まさに世界をリードするような取り組みに、新たに我が国として取り組むべき時代に来ているという中で、そうした強い地位を確保していくためにも、それぞれの会社が新たに競争しつつ、技術革新をし、そしていいものをつくり上げていくというダイナミックなやり方が必要ではないかと思っているわけでありまして。当然、そうした新競争促進プログラムといったものを進めていく上では、場合によっては、事業者間でいろいろと意見の食い違いというものも当然出てくるかと思えますし、それが新たな紛争という形につながっていくものもあるかと思えますので、ぜひそういったことにつきまして、また当委員会におきまして、迅速公正な紛争解決をお導きいただきまして、我が国の電気通信の発展に貢献を賜りたいと思っているところでございます。

なかなか、一つ一つの紛争につきましても、複雑なものも多いわけでございますし、大変お時間をいただくことになる場合もあろうかと思えますけれども、どうかご理解を賜りまして、今後とも国全体としての大きな成果につなげていけるよう、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

それでは、委員長先生はじめ各委員の先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。続きまして、佐藤副大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

【佐藤総務副大臣】 おはようございます。先生方には大変ご苦勞さまでございます。いろんな意味で、平成13年11月30日の発足と伺っておりますし、多数の紛争を迅速に解決していただきまして、心から感謝を申し上げますとともに、お礼を申し上げたいと思います。今、大臣からお話がありましたように、いろんな面で複雑化している紛争になろうかと思いますが、ぜひ先生方のいろんなご尽力で、その紛争を解決に向けていただきますように心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ご苦勞さまでございます。ありがとうございました。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。大臣、副大臣は所用のため、ここでご退席されます。

【増田総務大臣】 どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

【佐藤総務副大臣】 よろしくお願いいいたします。

(増田総務大臣、佐藤総務副大臣退室)

【龍岡委員長】 それでは、次の議題2は新委員長のあいさつということですので、委員5人を代表しまして、僭越ながら、私からごあいさつ申し上げます。

森永前委員長の後を受けまして、委員長に選任されました龍岡でございます。よろしくお願い申し上げます。平成13年11月30日に委員会が発足してから6年間、委員会ではコロケーションや料金設定のあり方をめぐる紛争等、数多くの紛争事案を解決し、電気通信事業の発展に寄与してまいりました。私どもは、平成19年11月30日付で総務大臣より任命されて、委員会としていよいよ3期目のスタートとなりましたが、IT化の進展による新しいビジネスモデルの出現や移動体新規参入に伴う競争のさらなる活性化等の状況の中で、事業者間の紛争にも従来にない形態のものか出現しつつあります。

また、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議の短縮化、迅速化を図るため、現在国会に法案が提出されており、委員会による新たなあっせん仲裁制度を導入することが検討されております。委員会としましても、このような急速な変化に着実に対応し、引き続き迅速かつ円滑な紛争の解決を図ることができるよう、委員及び特別委員の皆様方のご協力を得ながら、委員長として微力ではございますが、全力で任務に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

この分野は、変化が激しく、かなり専門的な分野であり、事務局を通じて最新の情報の収集はきちんと行っていきたくと思います。また、委員会の認知度や利便性の向上にも力を入れていきたいと思っております。

総合通信基盤局におかれましては、これまでの間、電気通信事業分野をめぐるさまざまな施策のご説明を適宜、適切に行っていただいておりますが、今後とも委員会の運営がスムーズに行えますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に議題の3に入ります。議題の3は日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定等についてです。

それでは、裁定等の内容につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

【古市料金サービス課長】 総合通信基盤局料金サービス課長の古市でございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の横長の資料3に基づきまして、日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定についてご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、まず、2枚おめくりいただきまして、最後の2ページ目、参考と書いてあります資料をおあけください。本件の裁定の申請者である日本通信株式会社は、エヌ・ティ・ティ・ドコモのような、みずから移動体ネットワークを開設、運用するモバイルネットワークオペレーター、いわゆるMNOのネットワークを利用することによって移動通信事業を行っていくモバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーター、MVNO事業を行う事業者でございます。本件につきましては、この日本通信がエヌ・ティ・ティ・ドコモの移動体通信ネットワークを利用することにより、MVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたものでございますが、両者間で協議が調わないことから、7月9日、総務大臣に対して接続に係る裁定申請が行われたものでございます。

この裁定申請を受けまして、総務大臣は7月31日のエヌ・ティ・ティ・ドコモからの答弁書の提出の後、裁定案を策定し、9月21日、電気通信事業紛争処理委員会に対して、諮問させていただいたところでございます。

裁定案の概要は、このページの下の方にあるとおりでございまして、本件は裁定申請事項が5つございました。裁定申請事項1につきましては、エヌ・ティ・ティ・ドコモの区間におけるサービス内容等をドコモが日本通信の意思に反して独自に決めることができるという主張に合理性があるかどうかということについてでございましたが、一番右の裁定

案の表にございますとおり、この点につきましては、裁定対象とは認められず、裁定は行わない。ただし、接続に当たっては、接続協議を行い、接続条件等に従った形での役務提供を行うことが求められるのであって、両者はかかる認識を踏まえた上で協議を行う必要があるという判断を示したところでございます。

裁定事項2、利用者料金の設定につきましては、一番右にありますとおりエンドエンド料金とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当であるとしたしております。

また、裁定事項3、接続料体系につきましては、帯域幅課金を採用することが相当としたところでございます。

裁定事項4、接続料の金額、裁定事項5、開発を要する機能、費用負担等につきましては、両者間で細目協議に至っていないということから、裁定を行わない。ただし、今後の円滑な両者間の協議継続を確保するために留意事項を示したところでございます。

恐縮ですが、1枚お戻りいただけますでしょうか。1ページ目でございます。今、申し上げました裁定案諮問に基づきまして、紛争処理委員会におかれまして5回ご審議をいただきました。このご審議の結果、11月22日に総務大臣に対して①の表にありますとおり答申をいただいたところでございます。答申の内容につきましては、この表にございますとおり諮問時の裁定案の内容とおおむね同じでございましたが、裁定事項3の接続料体系について、ネットワークの輻輳への対応策を整えることの必要性が明確化されたところでございまして、これを踏まえ、裁定書におきましては、紛争処理委員会からのご指摘を組み入れる形で裁定案を修正した上で、11月30日に裁定を行ったところでございます。

また、今回紛争処理委員会からこのご答申と同時に、②にありますとおり、MVNOの参入促進のための環境整備について勧告をいただいたところでございます。具体的には、一番下の②にありますとおり、今回の裁定内容について、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン、いわゆるMVNOガイドラインに反映させることのほか、接続料金の算定のあり方など、MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について適時適切に検討を行い、所要の措置を講じることという勧告をいただいたところでございます。

このMVNOガイドラインにつきましては、モバイルビジネス活性化の観点から、ことしの9月に発表いたしましたモバイルビジネス活性化プランにおきまして、今年度中にMVNOガイドラインを見直すこととされておきまして、現在ガイドライン見直しに向けた提案募集をしているところでございますが、今回このような勧告をいただきましたので、

このガイドラインの見直しのプロセスの中で今回の裁定内容を適切に反映させるなど、今回いただいた勧告内容を今後十分踏まえまして、施策を行っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【龍岡委員長】 ご説明、どうもありがとうございました。

各委員から何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に質問がないようですので、以上をもちまして、議題3を終了いたします。

ここで、鈴木総務審議官及び総合通信基盤局の皆様はご退席になります。どうもありがとうございました。

(鈴木総務審議官、総合通信基盤局職員退室)

【龍岡委員長】 それでは、次に議題4のあっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定に移ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

【元岡参事官】 あっせん及び仲裁委員でございますけれども、お手元の資料2に条文を抜粋してありますけれども、電気通信事業法第154条の第3項という規定がございます。ここで、委員会によるあっせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る）の中から委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行うという規定ぶりになっております。

これは仲裁委員も同じでございます。あっせん委員、仲裁委員になり得る者を委員会としてあらかじめ指定しておいて、それを名簿に記載して、公開する。その上で、個別の事件が生じた場合に、個別の事件ごとにあっせん・仲裁に当たる委員を委員会で指名するという段取りになっております。

ここでいう、その他の職員と条文で書いてありますのは特別委員の皆様が該当します。したがって、5名の委員、それから8名の特別委員を今回任命させていただきましたけれども、その中から将来あっせん委員、仲裁委員になり得る者をあらかじめ委員会として指定していただくということになっておりますので、その指定についてご審議をお願いいたします。

【龍岡委員長】 それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ございませんようでしたら、本件につきましては、紛争当事者に仲裁委員の選択権を幅

広く付与するという観点からも5名の委員及び8名の特別委員全員を指定することにした
いと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定については、5名の委員及び
8名の特別委員全員を指定することといたします。

それでは、次に議題の5に移りたいと思います。委員会の活動についてということですが、
これも事務局から説明をお願いいたします。

【元岡参事官】 それでは、資料4に基づいて説明させていただきます。電気通信事業
紛争処理委員会の活動についてということですが、主に、発足以来6年間の実績を改めて
簡単に確認するとともに、今後の取り組みとして事務局として考えていることをご説明さ
せていただきます。

ページをめくっていただきまして、当委員会の設置・機能についてでございますけれど
も、当委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に
処理する専門的組織として設置され、3つの機能を担っております。

まず、あっせん・仲裁でございますが、電気通信事業者間における接続等に関する紛争
に対し、あっせん・仲裁を行っております。それから、第2に、総務大臣が業務改善命令
等の行政処分を行う際に、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うチェック機関とし
ての役割を果たしております。それから、これらのあっせん・仲裁、あるいは諮問に対す
る審議・答申を通じて明らかになった競争ルールの改善等について、総務大臣に勧告を行
うという3つの機能を担っております。

過去の実績でございますが、ページをめくっていただきまして、6年間であっせんにつ
いては48件処理しております。この内訳については後ほど説明したいと思います。仲裁
については3件処理しております。いずれも他方事業者、相手方事業者が仲裁に応じず、
仲裁判断には至っておりません。ただ、これらの案件はいずれもその後あっせんとか、大
臣の接続協議再開命令という形に移って解決、処理されておるところでございます。

諮問・答申につきましては、過去6件処理しております。最近では、先ほど総合通信基
盤局から説明がありましたMVNOとMNO間の接続協定の細目の裁定について答申を出
しておるところです。なお、この6件のうち2件については、大臣部局から諮問されたの
とは異なる答申をしておりますし、先ほどのMVNOに関しても条件付きの答申をして
おるところでございます。大臣部局とは独立したチェック機関としてチェック機能を果
しておるところでございます。

勧告については、過去3件勧告をしております。一番下のものは先ほど総合通信基盤局から説明があったものでございます。勧告は、いずれもその後エヌ・ティ・ティ東西の約款の変更認可とか、あるいは、大臣部局などで研究会を開いて料金設定の指針という形で出されておまして、いずれも勧告の後、競争ルールの整備につながっておるところでございます。そういう意味では紛争処理と競争政策の連携というのは、これまでうまく図れていたのではないかなと認識しております。

なお、紛争処理の時間ですけれども、あっせん・仲裁については、平均すると、44日間ということで、1カ月半程度で処理しております。諮問・答申については諮問・答申を受けてから平均して約33日、1カ月程度で答申を行っておるところでございます。

ページをめくっていただきまして、紛争処理の内訳でございます。1のところは年度別処理件数の推移を書いております。14年度と18年度はあっせんの件数が多いわけですが、これは複数のCATV事業者から同一内容のあっせん申請を受けたというものでございます。それから、2のところにありますけれども、あっせんの紛争内容で多いのは、接続料・網改造料の支払い等に関する紛争、コロケーション等に関する紛争というのが件数的には多くなっております。あっせんの処理結果ですけれども、48件中29件、約6割の事案が合意により解決しております。合意に至らず自主的にあっせんが取り下げられたものとか、あっせんそのものを拒否したりとか、あっせん案を拒否したのもございますけれども、任意の解決手段ではありますけれども、6割の事案については話し合いにより解決をしてきたということになっております。

ページをめくっていただきまして、続いて委員会で行っている広報とか情報発信の主な活動をご紹介します。

まず、ウェブサイトでございます。ウェブサイトは発足以来設置しておりますけれども、昨年の10月にそれを刷新しております。それから、紛争処理マニュアルということで、手続ですとか過去の事案をまとめたものを公表しておりますけれども、第7版まで更新ということで、ほぼ毎年更新しております。それ以外に、年次報告書ということで、毎年1回大臣のほうに紛争処理の状況等についてご報告をしております。これも一般に公表しております。

それから、事務局のほうで、委員会に報告するために各種の調査レポートをまとめて、対外的にも公表しているものがあります。例えば、諸外国の紛争処理制度については、平成17年4月にまとめております。これについては委員の方々にも海外に視察していただ

いた上で、その結果等を取りまとめたものでございます。それから、同じく17年4月ですけれども、他分野における我が国での紛争処理制度の状況等も報告させていただいて、発表したところです。それから、昨年10月には電気通信事業における紛争処理等の将来像という調査研究の成果を発表しております。

それ以外に事業者団体等への説明とか、地方における相談会を、昨年度の場合、東京で1回、地方で8回開催しているというところでございます。

ページをめくっていただきまして、これまでこのような活動を通じて委員会が果している役割ですけれども、1つは、専門性を生かした迅速な紛争解決を実現してきているのではないかと。紛争によって2週間から8カ月と処理に要する時間は異なりますが、平均して1カ月半で解決していますので、費用・時間面で当事者の負担軽減とか、早期にサービスが開始されることにより利用者の利便性向上につながっているんじゃないかと思います。

なお、政府の総合規制改革会議でも、少し古いものですが、平成14年に当委員会は専門性及び中立性が確保された体制のもとで、迅速な対応がされているという指摘を受けておるところです。

それから、あっせん・仲裁に至る前の段階で紛争もかなり防止できているんじゃないかと思っております。1つは、事務局に電気通信事業者相談窓口というものを設けて、実際にあっせんとか仲裁の申請が行われる前の段階で相談に乗っております。この相談を受ける段階で解決するケースもあるということでございます。

それから、先ほどご紹介しましたとおりウェブサイトとか、紛争処理マニュアルということで、過去の紛争事例をまとめて対外的に公表しています。これらの事案を事業者の方は先例として参考にして、類似の紛争の発生を未然に防止しているところもあるのではないかと思います。

それから3つ目にセーフティーネット機能ということで、新規参入事業者等が、仮に紛争が発生した場合、事業者の事業規模を問わず、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できるという機会が保障されていますので、事業展開に際して安心感を持つことができるようになっているのではないかと思います。

4番目に、総務大臣への勧告を通じた競争ルールの改善ですけれども、先ほど申し上げたとおり勧告を通じて競争ルールが整備されております。その結果、コロケーションルールの整備を通じて、ブロードバンドサービスの競争が図られたり、あるいは料金の指針を通じて固定発携帯電話料金の低廉化などにつながってきているのではないかと考えており

ます。

ページをめくっていただきまして、今後の委員会の活動として、事務局として考えているものですが、今後想定される紛争事案については、先ほどご説明しました平成18年10月の「電気通信事業における紛争処理等の将来像」という調査レポートにまとめております。例えばこの中で、IP化の進展による紛争として、次世代ネットワーク（NGN）における接続に関する紛争とか、新規事業者の参入による紛争としてMVNOとMNO間の接続に関する紛争、それからアクセス網の高度化等による紛争として、光引込線の敷設のための電柱等の利用手続の公平性に関する紛争といった新しい紛争がいろいろ出てくるんじゃないかという分析をしておるところです。

こういったものに対して、委員会で今後行っていく当面の活動、委員会の機能強化に向けた当面の活動として考えておるのは、次の4点でございます。ここはことしの10月に当時の委員と特別委員の方全員にご意見をいただいて、その意見も踏まえた上で取りまとめたものです。まず、新たな紛争が出てくると思いますので、紛争処理に係る情報収集等を強化していきたいと思っています。具体的には情報通信の各種の専門家、あるいは政策担当者呼んで意見交換するとか、施設見学を通じて実際の紛争が生じる現場をあらかじめ見ておくとか、なかなか海外視察は難しいかもしれませんが、文献調査を通じて諸外国の紛争処理の状況調査をするとか、あるいは、いずれ生じてきたときに備えて、基礎資料を整備しておくとかいった活動を十分していきたいと思っています。

それから2番目に、委員会の認知度・利便性を向上していきたいということで、ここは特にこれから事務局として重点的に行っていきたいと思っていますけれども、ウェブサイトは昨年刷新しましたけれども、これをさらにもう一度リニューアルをしたいと思っています。それからパンフレットも今までなかったんですけども、広く周知を図る上で新たに作りたいたいと思っています。いずれも今までウェブサイト等は情報公開という観点からかなりの情報を出してきたつもりなんですけれども、今後は実際に委員会を利用する事業者の立場に立って、委員会のあっせんとか、あるいは相談を利用してみようかという気になるようなものをつくっていけたらなと思っています。

それから、電気通信事業者等へのアンケートも新たに行ってみたいと思っていますし、ヒアリングとか、事業者団体への周知活動、地方における紛争処理の相談会といったところは引き続き行っていきたいと思っています。

それから、3番目に委員会の知見の情報発信の強化ということですが、委員会に

は勧告権限があります。これを今後とも適切に実施していただきたいと思っています。それから、年次報告書は、先ほど申し上げたとおり年に1回大臣に報告するものですが、これも有効に活用していきたい、内容を充実して情報発信という形で使っていききたいと思っております。

それから、4番目に紛争処理機能の強化・制度整備への対応については、総務省の関係部局と意見交換していきたいと思っております。例えば、その下に参考で書いてありますが、大臣が先ほど触れられました「新競争促進プログラム2010」ですが、この中では、電気通信事業者とコンテンツプロバイダー等の上位レイヤーの事業者等の紛争事案とか、あるいは土地等の使用に係る紛争事案については、現在大臣の裁定という紛争処理手段があるんですけども、これらにあっせん・仲裁を可能にする仕組みを導入するなど紛争処理機能の取り扱い範囲の拡充についても、所要の制度整備を行うというふうになっております。

これを実際に委員会でやるかどうか、あるいは制度をつくるかどうかというのは今後の検討課題だろうと思っておりますけれども、機会がありましたら、大臣部局と意見交換を行っていききたいと思っております。このような活動を事務局としては今後進めていききたいと思っておりますけれども、必要に応じて委員の方々とも相談させていただき、結果等について委員会の場でご報告させていただければと思っております。

最後のページは当面予定されている制度改正ということで、無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の資料をつけております。これは新たな無線システムを導入する場合、その無線局との電波混信の調整が必要になる場合がありますけれども、その調整が1年とか1年半という長期に及ぶ事例があるということから、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を創設しようというものでございます。この制度については、現在放送法等の一部を改正する法律案ということで、きょうも審議されるんじゃないかと思いますが、国会で継続審議となっております、これが成立するということになりましたら円滑に実施に移せるよう、事務局としても基盤局と連携して制度整備、あるいは実際のあっせん等の準備作業を進めていききたいと思っております。

委員会の活動について、事務局からの説明は以上でございます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。特にございませんか。

それでは、次の議題6に移りたいと思いますが、6はその他ということになっております。事務局から何かございますか。

【小森上席調査専門官】 本日の委員長及び委員長代理の選任につきまして、また、当委員会のあっせん委員及び仲裁委員の名簿につきまして、本日の委員会終了後、委員長記者会見の際に報道資料を配付させていただき予定でございます。

また、次回委員会の日程等でございますが、特段の案件がなければ来年1月を予定してございます。またスケジュール調整をさせていただいた上で、1月の開催日につきましてはご案内をさせていただきたいと思っております。

【龍岡委員長】 よろしいですか。委員、特別委員の皆様から何か特にございますか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして、本日の会議は終了したいと思います。ありがとうございました。

【小森上席調査専門官】 それでは、公開で開催をしている委員会が終了しましたら、委員長により記者会見をしていただいております。これは当日行いました委員会の概要につきましてご説明をしていただくことになっております。

つきましては、本日もこれから龍岡委員長には記者会見をしていただく予定でございます。